

経税部だより

社会保障財源と消費税 ③

消費税増税と 歯科医院経営への影響



税理士 鳥居 義昭

財源まとめ — 消費税5%強分が可能

前回は「社会的責任としての企業負担のあり方」について述べ、企業の社会保険料負担をGDP比1%引上げること(現行制度にもとづき、従業員負担も同額引上げる)、消費税導入(1989年)

以来大減税の恩恵を受けた大企業の法人税制をもとの水準までは求めず、せめてその半分程度まで戻すことの2つの柱を提起した。これが実現できた場合の財源をまとめてみる(表1)。

表1 企業の保険料負担と法人税制の変更で捻出できる財源

	企業	国民	計
社会保険料	5兆円	5兆円	10兆円
税金	4.5兆円	△1兆円(※)	3.5兆円
計	9.5兆円	4兆円	13.5兆円

※5兆円は所得税・住民税の計算上、社会保険料控除として所得控除の対象となる。平均的な税率を20%とすれば5兆円×20%=1兆円だけ所得税・住民税が減少する。

13.5兆円は、1%につき2.5兆円といわれる消費税に換算すれば5.4%になる。消費税増税なしで社会保障を充実させるカギがここにある。物価上

昇も招かず、かつ行政事務や社会的コストもそれほどかけないメリットも無視できない。

増税は家計と日本経済を直撃する

97年の「橋本不況」の悪夢を振り返って、日本百貨店協会は08年度税制改正要望書で次のように述べている。「消費税の引き上げ幅がわずか2%であったにもかかわらず、金融不安と相乗して、ようやく回復傾向に入ろうとしていた企業業績と個人消費に深刻な影響を与えて、財政当局の甘い見通しとは異なって長期の不況を招いてしまった。」

当の橋本龍太郎氏自身も失政だったことを後に認めている。01年4月、自民党総裁選で小泉純一郎氏と争ったさい、「国民にお詫びからはじめたい」「3年前の不況は私の責任だ」と言わざるを得なかった。

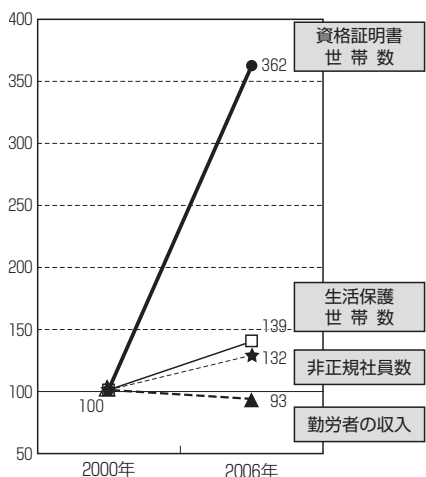
ところが、自民党総裁選に勝った小泉氏率いる自民・公明内閣のもとで3.4兆円の定率減税の廃止など約5.4兆円もの増税が強行されてきた。また、この小泉構造改革は、2002年から社会保障費の自然増のうち2,200億円削減を毎年積み上げ08年度では単年度の負担増は1.6兆円にもなっている。これだけでも7兆円にも達し、その他も含めた小泉「構造改革」全体では12兆円を超える国民負担が押し付けられている。

格差と貧困が広がるなかでの消費税増税はもはや論外であり、体験済みの97年不況からしっかり学ばなければならぬ。

国民生活の実態はどうなっているか

歯科医院に足を運ぶ患者さんの生活の実態を、マスコミで報道されたデータを拾い上げながらみる。

表2 国民生活悪化の実態



- 1736万人が非正規雇用(労働者の33.3%)
 - 年収200万円以下が1,023万人超(労働者の4人に1人)
 - 勤労世帯の収入が激減
 - 生活保護が104万世帯に
 - 国保で資格証明書34万世帯
- これらは新聞等の見出しであるが、事態の深刻さを見るために、2000年を100とした場合、2006年の指数はどう変化したかで検証する(表2)。

橋本内閣が消費税率を上げた時は、家計所得は持ち直していたが、現在の国民生活の疲弊振りは様変わりとなっており、ここでの消費税の増税は国民生活に決定的なダメージとなる。そう

なれば歯科医院に足を運ぶ患者にとって、よほど我慢できない痛み以外は受診を控えるという行動をとるのは明白

である。増税が歯科医院の経営に与える影響では、この部分が最も懸念されることである。

増税によるコストアップの影響

消費税は税金の累積を防ぐため、前段階税額控除という仕組みをとっており、最終的な税金は消費者が負担することとなる。すなわち取引の中間に位置する事業者は仕入れ分の税額が乗せられてきても、売上にきちんと消費税を転嫁させればその差額分だけを税務署に納めるので、自分の財布から持ち出すことはない。しかし、歯科医は社会保険診療が非課税であるため、この分を患者に請求することができず、それに対応する材料費や外注費、その他諸経費にかかる消費税は持ち出しとなってしまふ。仮に税率が5%から10%に引上げられた場合のコストアップを経営標準(保団連発行「歯科医院の経

営展望」21ページ)をもとに計算してみる。標準的な損益計算書を消費税の計算フォームに組み替えると次のようになる(表3)。

表3で課税仕入とは、材料費や技工料および家賃などの経費も含め購入時に消費税が上乗せされて支払われるものを指す。また非課税仕入等とは、人件費のようにもともと消費税がかからないもの(不課税)や支払利息、保険料のような非課税取引をまとめている。現在の課税仕入は5%の消費税を含めて15,310千円であるので、10%になれば下記の計算により16,039千円となる。

$$15,310千円 \times 110/105 = 16,039千円$$

すなわち、消費税率が5%から10%になることによって729千円(16,039千円-15,310千円)もの持ち出しとなる。もっとも自由診療は消費税法上は課税なので、患者に負担させればその分の消費税292千円については収入を増やすことが理論上は可能であるが、昨今の歯科医院の厳しい競争下では、転嫁に踏み切る医院は少ないのではないだろうか。

表3 消費税の損益計算書(要約) (千円)

項目	金額
社保収入	34,290
自費収入	6,130
収入合計	40,420
課税仕入	15,310
非課税仕入等	15,660
経費等合計	30,970
所得金額	9,450

生活者としての負担増

先にあげた経営標準のモデルでは所得金額9,450千円、専従者給与3,070千円、措置法差額1,100千円であり、可処分所得(所得税・住民税控除後)は世帯合算で11,817千円と計算されている。消費税が5%アップすることによるコスト増を700千円とすると、措置法差額がその分だけ減り所得の増減はほとんどないので、可処分所得は700千円ほど減少することになるだろう。

約11,000千円程度が可処分所得となる。この11,000千円は、借入金の返済や貯蓄などにも廻されるが残りは消費に使われる。仮に60%が消費税のかかる消費に使われるとすれば消費税が5%

%アップすると、11,000千円×60%×5%=330千円の負担が増える。約40,000千円程度の収入を上げているモデルのような規模の歯科医院にとっては可処分所得が約1,000千円減少することになる。

$$\frac{700千円}{11,000千円} + \frac{300千円}{11,000千円} = 1,000千円$$

もっともこの推計は、増税による負担増にもかかわらず、今までと同じように患者が診療所に足を運んでくれた場合であって、生活苦のため受診抑制ということになれば想像すらつかない悲惨な状態が予想される。

まとめ

社会保障の財源としての消費税増税は最悪の選択である。そもそも所得の少ないものほど負担割合の高くなる逆進性を宿命としている消費税は最も社会保障の財源になじまない。本稿では軍事費、公共事業などムダ遣いへの切り込みはできていない。また、大企業

向けの負担以外の歳入策にも触れられなかった。しかし、最近10年間の各部門の推移(表4)から読み取れるように、本稿で触れた分野にその負担を求めることが最も理にかなっていると思われる。

(おわり)

表4 大企業のあり余る利益は役員報酬と配当に (95年を100とする指数変化)

	95年度	00年度	05年度
大企業の経常利益	100	139.5	211.7
大企業の1人当たり役員報酬	100	106.4	196.2
企業の株式配当	100	117.1	303.8
企業従業員1人当たり給与	100	96.5	90.7